

「エンジョイライフなかの」のご案内

目的

中野区勤労者サービスセンター（エンジョイライフなかの）は、区内の事業所や商店などの企業で働く勤労者と事業主、および区内に居住する勤労者の方々を会員とし、福利厚生事業等を通じて、会員とその家族の皆さまのゆとりある生活と働きやすい環境づくりを目指すとともに、区内企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的に運営しています。

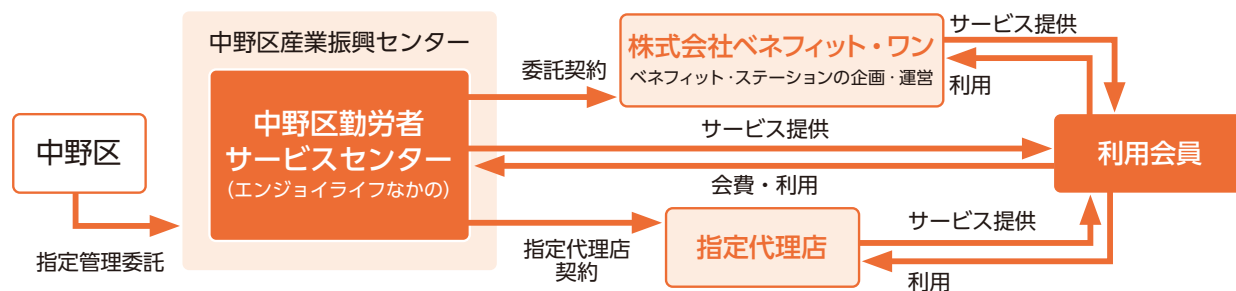
設立

中野区勤労者サービスセンター（エンジョイライフなかの）は、1983年7月に発足した「中野区勤労者互助会」を発展的に改組し、中野区から出資金（基本財産）を受け、1992年4月1日に財団法人として設立されました。その後、「任意団体 中野区勤労者サービスセンター（2006年4月～2025年3月）」を経て2025年4月から中野区産業振興センターの指定管理事業に組み入れられ、同センターの福利厚生セクションとして事業を継続しています。

事業内容

福利厚生事業	共済給付事業	共済給付金（祝金、見舞金、弔慰金）
	健康維持増進事業	人間ドック利用割引・補助、スポーツ施設利用割引・法人利用
	自己啓発推進事業	カルチャー施設割引、生涯学習活動助成
	余暇活動推進事業	各種チケット割引あっせん（レジャー施設、スポーツ観戦、観劇・コンサート、美術展）、FUJIYAMA netクラブ（FUJIYAMA netクラブ外部利用サービス）
	生活支援事業	引越し・冠婚葬祭支援、なかのハート商品券取り扱い、あっせん（中央労働金庫中野支店にてご相談できます）
	その他事業	指定代理店募集・指定施設協定事業 会報紙「サービスセンターにゆうす」の発行、利用ガイドの発行、ホームページの運営
	ベネフィット・ステーション（外部委託サービス）	宿泊施設利用補助、東京ディズニーリゾート利用補助、各種福利厚生サービス

組織図



中野区勤労者サービスセンター規約および規則は中野区産業振興センターホームページ内の福利厚生事業セクション (<https://nakanosangyoushinkou.jp/nakano-kinrou/>) で閲覧できます。窓口でもお渡ししていますので、お問い合わせください。

利用案内

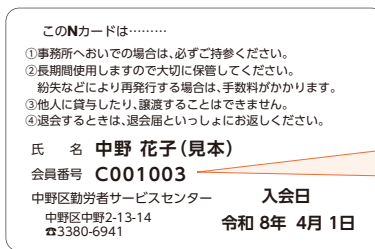
「エンジョイライフなかの」のサービスの主な利用方法をご説明します。詳細については、各事業の利用方法をご参照ください。

会員証(Nカード)

- ▶ 入会すると「会員」として登録し、会員証「Nカード」をお渡しします。
- ▶ チケットの購入などで「エンジョイライフなかの」へご来所の際や、利用契約施設・指定店をご利用の際はNカードをご提示ください。
※2026年初夏頃より、ベネフィット・ステーションの「WEB会員証」もNカードと同等のものとして利用可能になります。
詳細は利用ガイドP.14をご覧ください。
- ▶ チケットの申し込みなどで「エンジョイライフなかの」へお電話の際は、Nカード裏面記載の「会員番号」をお知らせください。
※会員番号は、英字1文字と6桁の数字からなります。
- ▶ 会員証を紛失または汚損した場合は、手数料200円で再発行します。
※氏名の変更による再発行は無料です。
※「会員証・利用ガイド再交付申請書」に必要事項を記入し、手数料とともにエンジョイライフなかの窓口へご提出ください。
※「会員証・利用ガイド再交付申請書」は利用ガイドP.49の様式をコピーし、記入例をご参照のうえご記入ください。
エンジョイライフなかの窓口またはホームページでも交付しています。



カード表面



カード裏面



利用ガイド

このガイドブックは「エンジョイライフなかの」の事業内容や利用方法をまとめたものです。

- ▶ 「利用ガイド」は**2年に1回**の発行予定です。
- ▶ 利用ガイドを紛失または汚損した場合は、300円で購入できます。
※「会員証・利用ガイド再交付申請書」は利用ガイドP.49の様式をコピーし、記入例をご参照のうえご記入ください。
エンジョイライフなかの窓口またはホームページでも交付しています。

お願い

「利用ガイド」は長期間使用しますので、大切に保管してください。

会報誌「サービスセンターにゆうす」

割引契約施設、観劇・コンサートのチケットあっせんなどのお得な情報を掲載した「サービスセンターにゆうす」を定期的に発行しています。

発行回数

年4回発行
春(3月) 夏(6月) 秋(9月) 冬(12月)

配布方法

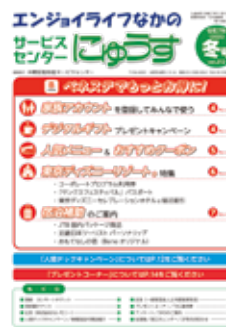
事業所宛に会員数分を送付します。
※個人会員は代表者住所宛に送付します。



2025年6月夏号



2025年9月秋号



2025年12月冬号

利用対象者

福利厚生事業のサービスを利用できるのは、会員本人と同居家族です。

同居家族とは、会員本人と同居する配偶者またはパートナー、父母、子、孫、祖父母、兄弟姉妹のことをいいます。

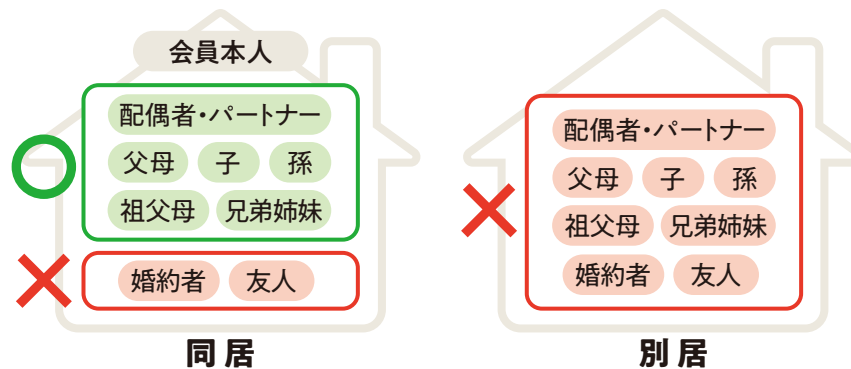
※パートナーとは、各自治体のパートナーシップ制度により証明書の発行を受けた方を指します。

※配偶者またはパートナーの父母、祖父母、兄弟姉妹も、同居をしていれば利用対象者となります。

※別居している家族は対象となりません。

※おじおば、婚約者、友人などは同居をしていても対象となりません。

※「ベネフィット・ステーション」に限り、別居している家族もご利用できます。詳しくはP.14をご覧ください。



チケットなどの受取方法

■窓口での受け取り

エンジョイライフなかの窓口でNカードをご提示のうえ、代金と引き換えにお受け取りください。

■代金引換郵便での受け取り(窓口での受け取りが難しい場合)

ご自宅・事業所などに代金引換郵便でお送りします。郵便局配達員にチケット代金と手数料をお支払いのうえ、チケットをお受け取りください。

●お申し込み

代金引換郵便希望の旨お申し出ください。午後3時までに受け付けたものは当日発送が可能です。

※お申し込みの際に郵送先を確認させていただきます。※配達日時の指定はできません。

●手数料

チケットなどの代金の合計金額が49,500円未満は400円、49,500円以上は800円の手数料がかかります。

※不在等で代金引換郵便の保管期間内に受け取りができなかった場合は、エンジョイライフなかの窓口でチケット代金と手数料をお支払いいただき、チケットをお受け取りください。

※再発送を希望する場合はお電話でその旨をご連絡ください(手数料は2回分ご負担いただきます)。

「利用ガイド」本文中の記号について

 会員 会員本人が利用可能	 同居家族 同居家族が利用可能	 Nカード Nカード提示で特典が利用可能	 指定店 指定代理店のサービスが利用可能
 窓口 窓口が利用可能	 電話 電話が利用可能	 FAX FAXが利用可能	 郵便 郵送サービスが利用可能
 生涯学習 生涯学習活動助成対象施設	 補助券 補助券あり	 銀行振込 銀行振込が利用可能	 現金書留 現金書留が利用可能
 代引 代金引換郵便が利用可能			

ホームページ・メールアドレス

「エンジョイライフなかの」の福利厚生事業の内容や最新のチケット情報など、「エンジョイライフなかの」の情報を幅広く掲載しています。今後さらに内容を充実させていきますのでご活用ください。

■ホームページアドレス

<https://nakano-sangyoushinkou.jp/nakano-kinrou/>



■メールアドレス

info_nakanosansin@nakano-sanshin.com



ご意見、ご質問お待ちしております

「エンジョイライフなかの」に関するご意見・ご質問など、随時受け付けています。

メール、WEBアンケートフォームまたは窓口に設置したアンケートBOXより、お気軽にご連絡ください。

WEBアンケート
フォーム



SNS

各種SNSでは、「エンジョイライフなかの」の情報をリアルタイムに発信しています。

公式LINE

会報誌等で紹介きれない、会員向けのお得情報や便利情報を発信します。

友達追加



X(旧Twitter)

「エンジョイライフなかの」の取組を発信します。

@Nakano_kinrou



Piazza

中野区公認の地域情報アプリです。

中野区
Piazza紹介



窓口のご案内

■所在地

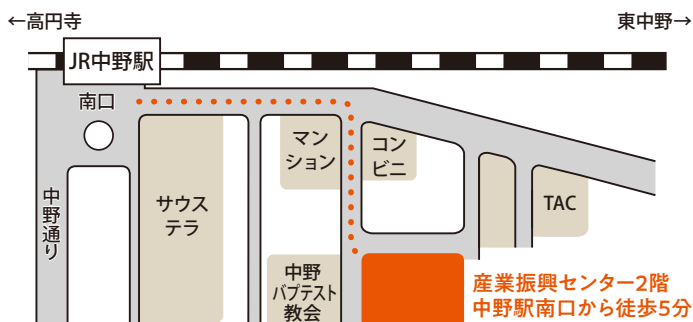
〒164-0001 中野区中野2-13-14
中野区産業振興センター2階

■窓口営業時間

午前9時～午後5時

■定休日

土曜日・日曜日・祝休日・年末年始



夜間窓口のお知らせ

原則として第2・4金曜日は午後7時まで営業しています。お仕事の帰りなどにお立ち寄りください。
夜間窓口営業日はP. 1の「営業カレンダー」でご確認できます。

事務手続き

新規入会



■入会資格

1. 中野区内の事業所や商店にお勤めの方と事業主の方
2. 中野区内に居住しているお勤めの方
 - ※入会は事業所単位で加入する事業所入会と個人単位で加入する個人入会の2種類があります。
 - ※パート、アルバイトの方も入会できます。

■入会の手続き

次の書類に必要事項を記入し、入会金、会費(入会月から3月または9月までの金額)を添えてエンジョイライフなかの窓口にご提出ください。

※提出書類はエンジョイライフなかの窓口にて交付します。

※入会金と入会時の会費は現金でお支払いとなります。

※2回目以降のお支払いは原則指定口座から自動振替により、6か月分前払いとなります。

●提出書類

1. 事業所カード 1部 ※事業所入会の場合
2. 入会届 入会会員の人数分
3. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 1部 ※指定口座の届出印をお持ちください

●会員資格の発生

会員の資格は入会日から発生します。

●入会時にお渡しする書類

1. 事業所カード(副) 1部 ※事業所入会の場合
2. 入会届(副) 入会会員の人数分
3. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(控) 1部
4. 会員証(Nカード) 入会会員の人数分
5. 利用ガイド・サービスセンターにゆうす 入会会員の人数分

会 費



■入会金・会費の額

入会金 1人200円(入会時のみ)

会費 1人500円(月額)

■会費のお支払い

- ▶ 会費は、原則指定口座から自動振替により、6か月分前払いとなります。

※振替日(年2回)は次ページをご参照ください。

※振替月の月初めの人数を基準として算出した金額を振り替えます。

- ▶ 口座振替ができない場合は、お支払い期間(次ページ参照)内に、現金、現金書留または振り込みのいずれかでお支払いください。

振込先

金融機関	三菱UFJ銀行(金融機関コード:0005)
支店名	新丸の内支店(支店コード:422)
預金種別	普通
口座番号	4671609
口座名義	ナカノクサンギョウシンコウセンターマネジメントキョウドウジギョウタイ

※振り込みの際には「ご依頼人欄」または「通信欄」に、「事業所名」と「事業所番号」を必ずご記入(入力)ください。なお、振込みに要する手数料はご負担ください。

■会費のお支払い期間と振替日

お支払い期間		振替月	対象会費
上半期	4月1日～4月26日	4月	4～9月分
下半期	10月1日～10月26日	10月	10～3月分

※各期毎の振替日は26日ですが、金融機関の休業日(土・日・祝休日)にあたる場合は、翌金融機関営業日に繰下げになります。
 ※会費収納業務の取りまとめを「みずほファクター(株)」に委託しています。そのため、振替後の通帳への表示は「MHF」ナカノ21314、「ミズホファクター」、「フリカエ」等となります。

■会費の請求と領収

- ▶ 振替月の中旬に前期分の会費領収書と当期分の会費請求書を併せたハガキを各事業所あてにお送りします。
- ▶ 振替月には振替口座の預貯金残高を確認し、引き落とし不能にならないようご注意ください。
 ※正当な理由がなく会費を6か月以上滞納すると、会員資格を失うこともありますので、ご注意ください。

■入会金と会費の負担

事業所一括で加入する場合は、入会金および会費の一部はできるだけ事業主が負担するようお願いいたします。
 ※事業主が負担した場合の入会金と会費は、事業所の福利厚生費として、税法上損金(法人税法第22条第3項)、または必要経費(所得税法第37条第1項)として処理することができます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

■会費の返還

一度お支払いいただいた入会金と会費については、原則として返還しません。
 ただし、退会日の翌月以降の会費に相当する額については還付します。還付の申請方法についてはP.10の「退会時の会費の還付」をご参照ください。
 ※退会日は、当センターが退会届を受領した日を基準とします。

追加入会



■追加入会の手続き

新規採用などで追加の入会があるときは、次の書類に必要事項を記入し、入会金、会費(入会月から3月または9月までの金額)を添えて、お申し込みください。

※提出書類はエンジョイライフなかの窓口にて交付します。
 ※会費振替口座を登録している場合でも、入会金と入会時の会費は現金でお支払いとなります。

●提出書類

入会届…………… 入会会員の人数分

●お渡しする書類

1. 入会届(副) …………… 入会会員の人数分
2. 会員証(Nカード) …………… 入会会員の人数分
3. 利用ガイド・サービスセンターにゆうす … 入会会員の人数分

退 会



■退会の手続き

- ▶ 「退会届(全員退会)」または「退会届(一部退会)」に必要事項を記入し、会員証を添えて、エンジョイライフなかの窓口にご提出いただくか、郵送またはFAXでお送りください。
※「退会届」は利用ガイドP.53(全員退会) またはP.55(一部退会)の様式をコピーし、記入例をご参照のうえご記入ください。
エンジョイライフなかの窓口またはホームページでも交付しています。
- ▶ 事業所会員の場合は、「退会届(全員退会)」および「退会届(一部退会)」は、事業所の代表者または事務担当者をご提出ください。
- ▶ 個人会員の場合は、「退会届(全員退会)」をご提出ください。

●提出書類

1. 「退会届(全員退会)」または「退会届(一部退会)」…………… 1部
2. 会員証(Nカード)の返還 …………… 退会会員の人数分

■退会時の会費の還付

退会に際し、前払いした会費のうち、退会日の翌月以降の会費がある場合は、以下のとおり還付します。

※還付金の算出は、「退会届(全員退会)」または「退会届(一部退会)」を当センターが受領した日を基準としますので、会員資格の喪失事由が発生した際は、速やかに退会届をご提出ください。

※会費は退会日が属する月分まで発生します。日割り計算による還付はありません。

※郵送・FAXの場合は、当センターから送付する「退会届受理のお知らせ」の中で還付金についてご案内します。

●会員の一部退会 ※事業所の一部の会員が退会するとき

次の会費請求時に、会費還付分を請求金額から差し引く方法で還付します。

●会員の全員退会 ※事業所の全部の会員が退会するとき

- ▶ 原則として、窓口にて現金で還付しますので、Nカード、受領者の印鑑をご持参ください。
- ▶ 会費の還付期限は、退会月の翌年同月の最終営業日までとなります。
期限を過ぎてからの還付はできかねますのでご了承ください。
- ▶ やむを得ない理由により、銀行振込による還付を希望する場合は退会時にお申し出ください。
ただし、この場合の振込手数料は退会事業所等の負担とさせていただきます。
※振込手数料が還付する会費の金額を上回るときは、銀行振込はできません。

●会員本人の死亡退会

会員本人の死亡日を退会日として還付金を算出します。

その他の取り扱いは「会員の全員退会」に準じます。

登録内容の変更



次のいずれかの事項に変更が生じたときは、「変更届」をエンジョイライフなかの窓口にご提出いただくか、郵送またはFAXでお送りください。

※「変更届」は利用ガイドP.51の様式をコピーし、記入例をご参照のうえご記入ください。エンジョイライフなかの窓口またはホームページでも交付しています。

※電話口にてご本人様確認ができる場合に限り、お電話でもお手続きできます。

1. 事業所の名称、所在地、電話番号、担当者氏名
2. 代表者氏名
3. 会員の氏名、住所、電話番号、同居の家族
4. 会費引落口座の情報(口座振替依頼書の提出が必要です)
※婚姻などで会員の氏名が変更になった場合は、新しい会員証を無料で交付します。
※会員本人の了承のもとに、電話での変更・修正も承ります。